

第3回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 次第

令和5年11月1日（水）
午後1時15分～2時45分
京都経済センター「6-D」

1 開会

2 議題

（1）計画改定に係る中間案について

（2）数値目標について

3 その他

今後の日程確認等

4 閉会

資料

- 1 会議開催結果について
- 2 中間案について
- 3 数値目標について
- 4 会議スケジュール

第2回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する 計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

1 開催日

令和5年8月28日(月曜日) 午後1時15分～2時45分

2 場所

京都経済センターハイツ会議室「6-D」

3 出席者

(1)委員

上田委員、大川委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、富名腰委員、吉川委員、太田委員、
藤井委員、田邊委員

(2)オブザーバー

三木人権教育室総括指導主事、寺井人身安全企画官

(3)京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、
健康福祉部副部長、家庭支援課長、家庭支援課職員、
京都府家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、
京都府男女共同参画センター副館長

4 議事概要等

(1)相談の現状について

- 家庭支援総合センター 女性相談員から現在のDV相談の現状について報告

(2)計画改定に係る主な論点、骨子について(意見交換)

(民間団体との連携について)

- ・ 今回のDV法改正や女性新法の中で、NPOや社会福祉法人など他の機関との連携が記載され、さらに一時保護後の支援計画等についても本人の意思とともに、他機関の意見を聞きながら考えるという形になっているので、警察や他のDVセンター、民間の支援団体等から意見を聞いた上で対応することが重要ではないか。
- ・ 様々な民間団体との連携を、京都府や市町村でどう考え、民間をどう育て、資源を守っていくかが大事である。
- ・ 府北部には避難先や民間機関がなく、市町村の職員のスキルや人員体制も厳しい状況であり、町村の場合、男女問題を担当する直接の課がなく兼務でやっているので、アウトリーチを実施するのは難しい。今回、府内全体で民間機関への支援を強化されるのであれば、市町村では対応が厳しい部分を民間機関との連携に期待し、橋渡しを京都府にお願いしたい。
- ・ 児童養護施設、乳児院や母子生活支援施設で地域の子育て世代を支援するよう親子支援事業

を国が新しく設定している。各施設には DV の専門家はいないかもしれないが、心理士や児童の専門家もあり、研修等を受けてもらい、そのような施設と連携して親子支援事業の一部として DV 被害者支援も協力いただく形にできればかなり取組が広がるのでは。

- ・子どもに障害がある場合、男親が失跡してしまうケースもあるので、DV だけでなく子ども、家庭を丸ごと支援することが重要で、この度新設される DV 協議会での課題になると思う。
- ・DV 相談機関が近くにない場合、子育て支援拠点で相談している可能性がかなり高いと考えられ、保育士や心理士でも DV に精通している方がいると思う。育児相談の場では夫の話にもなることが多く、その際に夫の脅迫的な言動などに関する相談もあるので、親子支援事業の中で DV に関連する相談がどの程度あるのか状況把握してもよいのでは。
- ・夫婦関係だけでなく夫でも内縁の関係でもない交際関係での DV についても、視野に入れて対策をするよう国が通達を出しているが、刑事事件になる前の対策、子育て支援、虐待、さらにもつと前にはデータバイオレンスに関する体系的な支援が大事である。

(一時保護委託について)

- ・民間シェルターは一時保護委託があるとその分は保護委託費が入るため様々な活動に運用ができるが、委託実績がほとんどない現状のため、人材の確保や運営が非常に厳しい状況に陥っているので、一時保護委託をどうするのか論点を整理して、方向性を出すことが必要。
- ・国の通知では一時保護委託の実施のケースについて就労や通学、中高生の男児同伴、特定妊婦の場合など具体的に記載されているので、被害者の状況に配慮できるよう一定基準を設けて実施する必要があるのではないか。
- ・一時保護は被害者の安全を確保するために実施し、その上で、今後の方針や方向性を考えるのが本来の目的だと思うが、一時保護の段階で今後の具体的な内容や将来について考えだすと一時保護の本来の役割ではなくなる部分があると感じているので、民間との連携が一時保護の重要な視点になる。
- ・身体的暴力に関する被害者の安全確保については警察が担保するが、心理的暴力については安心という観点になるので、警察の対応が難しいとすると、民間や相談機関の役割、同行支援といった行動的支援が大事になる。決断できない、自己決定力が阻まれているというのが、DV コントロール型暴力の特徴のため、自己決定を支援するという点では、委託の方がやりやすい面がある。ケースワークやソーシャルワークなどとも連動させる必要がある。

(切れ目のない支援について)

- ・在宅 DV について国でも議論しているが、被害者は結局また実家や家庭など危ないところに戻ってしまい、事態は変わっていない状況をどう見守っていくかが重要で、加害者対策がその点に機能していないとすると、「在宅 DV」の状況のまま一緒に対応を考える持続的な相談体制が重要。
- ・警察が介入して 1 年以内に保護するのではなく、被害者が在宅の状況で DV センターなどに丁寧で継続的な相談にのってもらいながら、今後のことをしっかりと一緒に考えて、しっかり準備をして安全に家を出る方法をとり、その後の生活など次のステップを踏むのがベストだと思う。
- ・被害者に寄り添った支援が継続的にされるために、京都府では女性 1 人当たりの婦人相談員の数がとても少ない状況なので、婦人相談員という官民連携と、市町村の充実は欠かせない。
- ・市町村では面談者が庁内の各窓口に行く際にも、希望に応じて DV や女性相談員が同行した

り、逆に窓口で相談を受ける側の職員からの要望があれば、一緒に自宅に伺うこともできるようになる取組を行っているが、京都府とも良い連携ができるように、体制を強化していただきたい。

- ・ 同行支援はとても大事であるが、それに加えてDV被害者の継続的なワンストップの相談では架電がやはり大事で、相談者からは連絡がしにくいことが非常に多いので、こちらからその後について連絡するアウトーチが重要。
- ・ 架電は加害者を刺激する場合もあるので、技術が求められるが大事なことであり、切れ目のない支援体制、シームレスな支援につながる。

(被害者が逃げない支援について)

- ・ 障害を持っている子どもや療育に通っていてやっと友達ができたとか、地域に馴染んで、周囲も子どものことを理解してくれるようになった状況で、家を出る、逃げるという決断をするのは大変なことだと思うので、加害者の方が実家に戻るなど被害母子がその地域で暮らせるという安全も重要。
- ・ 被害者支援は、被害者が逃げることを前提にしていることが一番大きな問題であり、逃げなくても良い被害者支援でわかりやすいのは、加害者がその場を離れるということで、加害者が実家等で生活したり、マンスリーマンションを借りるケースもある。逃げなくても良いような支援について国でも議論していたが、十分に政策はできていないので、触れておくことは必要ではないか。
- ・ 逃げなくてよい支援について加害者プログラムがあると思うが、市町村の窓口に来られる相談者はほとんど加害者にアプローチできる状況ではなく、一時保護を決めたら加害者に見つからないように子どもを迎えるということを実際にしており、加害者に実家に帰ってもらうことがとてもイメージできない相談状況である。複雑困難な事案等に対する外部専門家による指導、助言について計画には記載されているので、該当事例がある際には助言をいただきたい。
- ・ 京都府で行っている加害者対策は加害者が逃げている、加害者が実家に帰っていることがほとんどで、このようなプログラムにまで参加する加害者であればそれも可能であるが、市町村レベルで見るともっと大変な事態であったりするので、加害者にも層があると思う。あらゆる層がある中で、各層にできるところを検討し、対策を行っている。
- ・ 各層のアプローチの最初は未就学児へのジェンダー教育で、次に小学校のいじめと暴力、性被害、ジェンダー暴力、高校生になるとデートバイオレンスが出てきて、それぞれに層があるので、段階に応じて対応することにしており、それぞれの発達課題が組み込まれてくるので、男性暴力の政策は体系的になるはずだと考えている。加害者プログラムまで行った後も三次予防に関係するので、ゼロ次予防みたいなものからグラデーションを作っていくと国や府に提案している。

(男性相談について)

- ・ 男性被害者の相談があるが、男性被害者と女性被害者を同じ窓口で対応するのは適切でなく、女性被害者が夫も同じ場所に相談に来ているとなれば、何を言っているかわからず恐怖となり、二度と来所出来なくなるので、トランスジェンダーの問題などはあるが、男性と女性は整理をして別の場所で相談を受けられる体制を作らなければならない。
- ・ 男性加害者もいれば女性加害者もあり、男性被害者もいれば女性被害者もいるので、例えば同じ窓口で妻も夫も両方の言い分をめちゃくちゃに聞くような無責任な対応はよくないので、整理をして窓口を整備しなければならない。

(心理的・精神的DVの対応について)

- ・ 困難女性支援の新法の中では一時保護のあり方について具体的に記載されているので、DV 法の中でも心理的な DV を含めると、さらに一時保護が必要になるが、心理的 DV 被害者の一時保護の判断はかなり難しい。
- ・ 精神的 DV の取り扱いについて精神科を受診される方は病識があるか、自身がそうであると認識した人たちに限定されると思うので、病名がついていないが精神的 DV になっている人をどう捉えるか検討が必要。
- ・ DV 防止法の改正の議論では、心身への影響の判定について、PTSD 等の重篤な診断が必須との意見と、配偶者暴力相談支援センターの相談で影響があったと認められる場合は根拠になると意見が揺れていたので、本会でも、重篤な PTSD の診断が出なければ該当しないとすると対象が限定的になるとも考えられるため、精神的暴力の具体化、具体的な事例をどう積み重ねていくかが大事な論点になる。

(性暴力について)

- ・ 国の DV に関する基本方針案では性暴力に関する内容がピックアップされており、男性の性暴力が被害も加害も一定数あることが背景にあり、緊急対策を講じる必要が出てきたので、性暴力について記載されている。刑法の改正もあり、世間でも関心を持たれていると思うので、DV 防止法からも対応した方がよいとのことで、DV 対策の観点の中に配偶者間も含む性の強要が追加されたり、性虐待として従来扱っていたものも性暴力になってきたり対象範囲が広がっている。
- ・ 困難女性支援の新法の中に、一番に性暴力被害者が対象として挙がっているが、DV 防止法の中でも扱わなければならないとの認識であり、性暴力の話題が出てきたということと、18 歳未満の未成年者は男性女性関係なく支援の対象に入れるということになり、18 歳以上の男性被害についてどう扱うかは、まだ体系化途上となっている。

(子どもへの支援について)

- ・ 子どものメンタルや親権の問題などについて家族法の改正の中で DV であれば面会交流もできないと言われているものの、DV という認識が裁判所の中で全然違っており、子ども自身が父親に会いたくないと主張しているにも関わらず被害者である一緒に住んでいる母親に配慮して子どもが会いたくないと言っているだけと判断され、子どもの意見表明が認められていない状況が家庭裁判所の中であるので、DV に関する子どもの意見表明を大事にできるようにしてほしい。
- ・ 共同親権と DV や虐待の場合の判断について社会的にも争点であると思う。特に暴力がらみの離婚の場合、ポスト離婚の親子のあり方についても検討されると思うが、子どもの目線から見た判断はまた別の観点なので、体系的なヒアリング等が必要である。

第1回及び第2回意見交換内容くまとめ>

No.	発言内容	該当項目	発言回
1 DV防止啓発について			
①	啓発をする際は、幅広く一般的な啓発をするよりも、セグメント化しながら、重点的にする必要がある。	重点目標 1	第1回会議
②	コロナ禍で外出や人と会う機会が減ったことで、DVに限らず様々な情報に触れたり、気づきの機会も減ったので、自分が受けている行為自体がDVにあたることを理解しておらず、自分の責任にしてしまっている人も多いと考えられるので、より多くの被害者や支援者に情報が届く形での啓発活動に力を入れていくべき。		第2回論点
2 心理的・精神的DVの対応について			
③	今回のDV法改正で精神的暴力を受けた者も接近禁止命令の申し立てをすることになったが、精神的暴力の対象者が非常に増加すると思われる。精神的DVは、身体的DVと異なり、被害者が声を上げないとわからないので、精神的DVであることに気づき、声を上げてもらうために具体的な事例を出して啓発することが必要。	重点目標 1・2	第2回論点
④	精神科を受診する人は病識がある人に限定されるため、病名がついていない精神的DV被害者をどう捉えるか検討が必要。		第2回会議
3 相談者の育成・支援専門員の配置について			
⑤	相談対応者の育成について (性別、継続年数、資格を持っていればその内容、研修制度など)	重点目標 4	第2回論点
⑥	多用な相談事例と困難事例に対応する専門性の担保と共有化の仕組みづくり		
⑦	京都府は「女性人口当たりの婦人相談員数」がきわめて少ないとから、地域格差の是正、DV協議会の充実を図るために、DV被害者支援のワンストップセンターの設置または市町村単位のDVアドヴォケイター(支援専門員)の配置を目指すのはどうか。		
4 被害者の希望・ニーズに合った相談支援体制の構築			
⑧	今回のDV調査では民間団体への相談が増えているということだが、民間団体との協働が重要なので、連携方法や体制を検討することが重要。数字に表れない成果や課題も意識する必要がある。	重点目標 4	第1回会議
⑨	一時保護退所後に当事者の金銭的負担なく本人が希望する相談支援、家庭訪問、同行支援などの支援者・機関の利用ができる仕組みづくりが重要。		第2回論点
⑩	DVに限らず、生活の中で起こる様々な「困った」をどこに相談すればよいかわからないと住民の方から相談を受けることがあり、広く相談を受け付けてもらえる仕組みやどんな相談もたらし回しにされないような仕組みが必要ではないか。また、DVを受けている自覚のない人にとっては「DV相談」はハードルが高いと感じられる場合もあるので、気軽に相談できる窓口も必要。		
⑪	DV基本方針では、男性の性暴力が被害も加害も一定数あることや、刑法改正を背景に、性暴力に関する内容が記載されている。DV対策の観点に配偶者間を含む性の強要や従来性虐待として扱っていた性暴力が追加されている。		第2回会議
⑫	困難女性支援法では性暴力被害者が支援対象として挙がっており、DV防止法でも支援対象者となっている。未成年の性暴力被害者は男女関係なく支援対象になるが、18歳以上の男性被害についてどう扱うかは検討段階となっている。		
5 一時保護について			
⑬	一時保護所に入った後、被害者が家に帰らざるを得ないケースがあるので、自立プランの立て方について検討が必要。	重点目標 5	第1回会議
⑭	緊急的な一時保護と、中長期的な支援体制としての公営住宅や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用を切り分けて考え、被害者の状況やニーズに応じて被害者の自立支援計画をどう立てるか検討する必要がある。		
⑮	一時保護では携帯電話の使用や外出・通勤・通学の禁止など入所制限が厳しいために入所を断念する人もいる状況であり、携帯電話は現在、財布としての使用や就職の際に必要になるなど生活に欠かせないので、時代や個々のニーズを踏まえて弾力的な条件の緩和等、仕組みを変える必要がある。		
⑯	被害者に社会的に自立ができていない成人同居家族がいたり、被害者自身が認知症や疾病等を抱えているなどの場合には、緊急保護が必要であるにも関わらず、夜間等緊急避難の受入先に関する調整が困難なケースが散見され、過度に被害者等に負担がかかるケースがあるので、調整先等を制度として確立する必要がある。		第1回会議 第2回論点
⑰	DV被害者が一時保護所の入所が難しい場合は民間団体に頼らざるを得ない状況であり、今後そのようなケースが増加すると考えられるが、一方で民間団体の運営や人材確保は厳しい状況のため、一時保護委託の活用や運営費の助成、人材育成など継続的な支援が早急に必要。	重点目標 5	第2回論点
⑱	一時保護委託の実施のケースについて、国の通知では就労や通学、中高生の男児同伴、特定妊婦の場合など具体的に記載されているので、被害者の状況に配慮できるよう一定基準を設けて実施する必要があるのではないか。		
⑲	一時保護は被害者の安全を確保するために実施し、その上で、今後の方針や方向性を考えるのが本来の目的だと思うが、一時保護の段階で今後の具体的な内容や将来について考えると一時保護の本来の役割を超えるので、民間との連携が重要。		
⑳	身体的暴力に関する被害者の安全確保については警察が担保するが、心理的暴力については安心という観点になるので、警察の対応が難しいとすると、民間や相談機関の役割、同行支援といった行動的支援が大事になる。決断できない、自己決定力が阻まれているというのが、DVコントロール型暴力の特徴のため、自己決定を支援するという点では、委託の方がやりやすい面がある。ケースワークやソーシャルワークなどとも連動させる必要がある。		第2回会議

No.	発言内容	該当項目	発言回
6	子どもへの支援について		
㉑	家庭裁判所での調停で、DV理解が乏しいことで苦しんでいる声をよく聞くので、子どもの親権(共同親権含む)、面会交流についても、児童福祉の視点でDVを理解していく流れを地域から作る必要がある。	重点目標 6	第2回会議
7	ジェンダー問題への対応について		
㉒	男性被害者の相談が増えてくると考えられるが、男性加害者もいれば女性加害者もあり、男性被害者もいれば女性被害者もいるので、男性と女性同じ窓口で対応するのは適切でない。女性被害者が夫も同じ場所に相談に来ているとなれば、恐怖を感じて来所出来ないので、性別は区分して別の場所で相談を受けられる体制を作らなければならない。 一方で、男性相談に加えて男性・女性の二元的にしばられない相談窓口も必要。	重点目標 7	第2回会議
8	加害者対策・被害者が逃げない支援について		
㉓	加害者対策は保護命令が出るような刑事罰にならない段階で加害者を教育することが重要。		第1回会議
㉔	被害者支援は、被害者が逃げることを前提にしていることが一番大きな問題であり、逃げなくてもいい被害者支援も検討する必要がある。逃げなくとも良い場合としては、加害者が実家等で生活したり、マンスリーマンションを借りて加害者がその場を離れるケースもある。		
㉕	障害があつたり療育に通う子どもが地域に馴染んで、周囲も子どものことを理解してくれるようになった状況で、家を出る、逃げるという決断をするのは大変なので、加害者の方が実家に戻るなど家を出て、被害母子がその地域で暮らせるという安全確保も重要。	重点目標 7	第2回会議
㉖	京都府実施の加害者プログラム参加者は加害者が逃げている、加害者が実家に帰っていることがほとんどなので、被害者が逃げない支援が可能だが、市町村の窓口には加害者を見つからないよう細心の注意を払って一時保護で逃げる被害者も多くいるので、加害者にも層がある。加害者の各層にアプローチできる対策を行うことが重要。 各層のアプローチでは、まず未就学児へのジェンダー教育、次に小学生へのいじめと暴力に関する教育、中学生へは性被害、ジェンダー暴力、高校生にはデートDVについての教育と、それぞれの発達課題に応じて対応し、加害者プログラムまで行った後も三次予防に関係するので対応することが重要となる。		
9	自立支援・DV被害者への心のケアについて		
㉗	人への信頼感を壊され、自信を失いかけているトラウマを負った被害者と家族が支援に繋がり、支援者との信頼関係を構築しながら次の支援につながるまでに「寄り添う支援」が必要。妊娠出産を控えている被害者、外国人、障害者など、支援システムがあるだけでは回復にむかうことができない心の状態を理解した上での支援計画が必要。	重点目標 7・9	第2回論点
10	切れ目のない支援について		
㉘	被害者が加害者がいる家など危ないところに戻る「在宅DV」の場合は、警察が介入して1年以内に保護するのではなく、被害者が在宅の状況でDVセンターなどに丁寧で継続的な相談にのつてもらいながら、今後のことをしっかりと一緒に考えて、しっかりと準備をして安全に家を出る方法をとり、その後の生活など次のステップを踏むのがよい。	重点目標 8	第2回会議
㉙	被害者に寄り添った支援が継続的にされるために、京都府では女性1人当たりの婦人相談員の数がとても少ない状況なので、婦人相談員という官民連携と、市町村の充実は欠かせない。		
㉚	DV被害者の継続的な支援について、相談者からは連絡がしにくいことが多いので、支援者から架電することで切れ目のないシームレスな支援につながる。		
㉛	被害者の自立支援には、生活的支援とともに、中長期的な心理的なケアは欠かせない。「トラウマインフォームドケア(コミュニティ)」をめざし、被害者本人・子どもへのパーソナルケアから相談窓口担当者へのトラウマ教育、地域社会全体への啓発という視点を盛り込むことが必要。	重点目標 9	第2回論点
㉜	婦人保護等の中期支援の実績が少なく、背景には居所の確保が中心となり、基本的な問題解決に対するソーシャルワークが不足しているので、自立の目的を明確にして、ソーシャルワークを中心としたアプローチ体制を構築することが必要。		
11	関係機関の支援・連携体制の構築・DV法定協議会の設置		
㉝	児童虐待では要保護児童対策地域協議会で関係機関が連携して対策を行うことになっているが、DV対策と児童虐待対策は交差しており、DVについても法改正で協議会の設置が努力義務となり個別ケース会議も含めて取扱うことになるので、協議会の設置について検討が必要。		第1回会議
㉞	支援体制や相談体制の構築には、当事者を含め、関係機関や支援者、関わる人全員が集まるカンファレンスを行いやすくする仕組みが必要。	重点目標 10	第2回論点
㉟	法定協議会について、現ネットワーク会議を引き継ぐ形で府が設置し、その上で、自治体間の情報共有の促進のため全自治体が加入する形で設置してはどうか。		
12	民間団体との連携について		
㉟	今回のDV法改正や困難女性支援法の中で、NPOや社会福祉法人など他機関との連携が記載され、さらに一時保護後の支援計画等についても本人の意思とともに、他機関の意見を聞きながら考えるという形になっているので、警察や他のDVセンター、民間団体等から意見を聞いて対応するとともに、民間をどう育て、資源を守っていくかが大事である。		
㉞	府北部には避難先や民間機関がなく、市町村の職員のスキルや人員体制も厳しい状況であり、町村の場合、男女問題を担当する直接の課がなく兼務でやっているので、アウトリーチを実施するのは難しい。今回、府内全体で民間機関への支援を強化されるのであれば、市町村では対応が厳しい部分を民間機関との連携に期待し、橋渡しを京都府にお願いしたい。	重点目標 11	第2回会議
㉙	児童養護施設、乳児院や母子生活支援施設で地域の子育て世代を支援するよう親子支援事業を国が新しく設定している。各施設にはDVの専門家はない場合もあるが、心理士や児童の専門家いるので、研修等を受けてもらい、そのような施設と連携して親子支援事業の一部としてDV被害者支援も協力いただく形にできればかなり取組が広がるのではないか。		

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 の改定について＜概要＞

1 改定の趣旨

- ・ 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）第2条の3の規定に基づく基本計画として策定（法定計画）するもの。
- ・ 京都府男女共同参画推進条例に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

2 現状・課題

- 国においてはDVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2年から24時間の電話・メール相談のほかSNS相談に対応したDV相談+（プラス）を開始。
- DV防止法の改正（公布：令和5年5月19日、施行：令和6年4月1日）
 - ・ 心理的、精神的暴力の追加、保護命令の期間延長
 - ・ 被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間団体の連携・協力に関する基本計画への記載
 - ・ DVに関する協議会の設置
- 配偶者暴力相談支援センター（府内5所）への相談件数は令和2年度までは上昇傾向であったが、コロナ禍の令和3・4年度は平成28年度と同水準に減少。
- 男性からの相談が一定数存在

3 施策の方向性と主な対応方策

別紙のとおり

4 改定期

令和6年3月（計画期間：令和6年度から令和10年度まで（※））

※ ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととする。

5 今後のスケジュール

令和5年12月 中間案を府議会に報告、パブリックコメント実施

令和6年2月 最終案を府議会に報告

令和6年3月 策定・公表

基本目標I DV被害に気づく環境づくり**【重点目標1】暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供****○被害者自らがDVに気づく啓発の実施**

拡充 カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供

- ▶ 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。

拡充 DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底

- ▶ カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。

【重点目標2】被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進**基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり****【重点目標3】暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化****基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実****【重点目標4】相談体制の充実・強化****○身近な相談窓口の設置**

拡充 DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置

- ▶ 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。

拡充 国等と連携した相談体制の構築

- ▶ 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。

○DV相談支援センター等相談員の対応力強化

新規 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化

- ▶ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。

新規 職務関係者による二次的被害の防止

- ▶ 職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないように対応します。

○切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化

拡充 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施

- ▶ 転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。

新規 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築

- ▶ 身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。

新規 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援

- ▶ 性的被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。

【重点目標5】緊急保護の充実

拡充 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施

- ▶ 民間団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、通学・通勤できるよう配慮します。

【重点目標6】DV家庭に育つすべての子どもへの支援

拡充 保育所・幼稚園、学校等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実

- ▶ DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士・幼稚園教諭、養護教諭、教師等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。

【重点目標7】外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

○障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援

拡充 障害者・高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者に対応した一時保護委託の充実

- ▶ 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。

基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

【重点目標8】支援策の充実・強化

新規 セーフティネット登録住宅についての情報提供を実施

- ▶ 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行います。

【重点目標9】生活の安定と心身回復へのサポート

○被害者の生活の安定と心のケア

拡充 ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実

- ▶ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

【重点目標10】関係機関の連携強化

新規 DV関係機関等から構成される配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を設置し、個別ケースの検討等情報交換の円滑化及び被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施

- ▶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法定協議会を設置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の支援の内容に関する協議を行い、支援の充実を図ります。

新規 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力

- ▶ 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。

基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

【重点目標11】民間支援団体との連携・支援

【重点目標12】都道府県間の広域連携体制の充実

【重点目標13】苦情処理体制の整備

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の
保護・自立支援に関する計画（第5次）

＜中間案＞

令和5年11月

京 都 府

目 次

I 計画の改定にあたって	1
● 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 <u>計画の目標</u>	
5 <u>計画の対象</u>	
II 改定の視点	4
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施～未然防止から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 社会情勢の変化に応じた対策	
5 関係機関等との連携協力体制の推進	
III 計画の体系	5
IV 現 状	7
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
V 計画の内容	19
● 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	
● 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり	
◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	
● 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実	
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応	
● 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進	
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
【参考資料】	37

I 計画の改定にあたって

配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等*からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としているとともに、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

さらに、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者などの場合があることにも留意が必要です。

※配偶者等：「配偶者」だけでなく元配偶者や交際相手等も含みます。

1 改定の趣旨

平成31年3月に改定した、京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：令和元年度～令和5年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、国、市町村及び民間の団体等と連携し、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざします。

（参考）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- ▶ 平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。
- ▶ 平成16年5月、DVの定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日に施行されるとともに、基本方針が策定されました。
- ▶ 平成19年7月、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象

を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令)、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月11日に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

▶ 平成25年7月、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題であったことから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とする改正がされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されました。

▶ 令和5年5月、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大（対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大）、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。

2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものであり、併せて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものです。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

また、この計画の取組を着実に進めるため、毎年、取組の進捗状況等の検証と評価を行うとともに、「京都府男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力に関する法定協議会（仮称）」に報告し、公表します。

4 計画の目標

- 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

5 計画の対象

- 配偶者等※1 から振るわれる暴力※2

※1 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手
や元交際相手を含みます。

※2 身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力*も含まれます。

* 保護命令の申立ては身体に対する暴力、生命・身体に対する脅迫又は自由、名
誉、財産に対する脅迫により生命・心身（身体及び精神）に対する重大な危害
を受けるおそれが大きいときが対象となります。

* DV（暴力）の形態

○ 身体的暴力

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力

○ 精神的暴力

人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など

○ 経済的暴力

生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

○ 性的暴力

嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

II 改定の視点

1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、世代を問わず広く府民の理解を深め、DVを防止し、被害者にも加害者にもならない、暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる京都府づくりを進めます。

2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施～未然防止から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談、保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や加害者も含めた総合的な支援を実施するとともに、対応が困難な事象も増加しているため、相談や保護、支援を担う人材育成や体制強化、民間団体を含む関係機関との連携を進めます。

3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視しながら、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

また、市町村に対する助言や情報提供、研修の実施等の支援を進めます。

4 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の態様も変化し、データDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ、性被害等関連する事象の多様化や増加が見られることから、それらの関係機関が連携し、或いは一体となり、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）など多様な被害者に配慮した防止対策や支援策を講じます。

5 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学や経済団体も含めた関係団体や地域との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。

適切な保護・支援を行うため、民間を含む関係団体と協議会を組織し、相互に連携を図ります。

生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制をさらに推進します。

困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関係施策と連携し、協力体制を構築します。

III 計画の体系

基本目標I DV被害に気づく環境づくり

重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき(精神的暴力含む)を促す継続的な情報提供(拡充)
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
- ⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発

重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
- ⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
- ⑥ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)【再掲】
- ⑦ 通報の趣旨の周知

基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり

重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① あらゆる世代に対して、互いに尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育・研修の実施
- ② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデータDVの啓発
- ③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデータDV等に関する情報提供及び啓発を実施
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害への気づきを促す情報提供
- ③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施
- ④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実

重点目標4 相談体制の充実・強化

〈身近な相談窓口の設置〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 国等と連携した相談体制の構築(拡充)

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化(市町村内ネットワークの構築)
- ② 「DV被害者支援マニュアル(相談)」の活用など市町村DV相談窓口への支援
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施
- ③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化(新規)
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への都道府県間・市町村間の連携による継続的支援の実施(拡充)
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
- ③ 府・市町村・警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備
- ④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築(新規)
- ⑤ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援(新規)

重点目標5 緊急保護の充実

- ① 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)

- ② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援

重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化
- ④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実
- ⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦ 保育所・幼稚園、学校等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実(拡充)
- ⑧ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイナリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実 及び男性被害者、加害者への対応

〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
- ② 外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
- ③ 外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈障害のある人や高齢者、性的マイナリティ(性的少数者)の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害者・高齢者、性的マイナリティ(性的少数者)等被害者に対応した一時保護委託の充実(拡充)
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈男性被害者や加害者への対応〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)【再掲】
- ② 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
- ④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】
- ⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化

- ① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ② 「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実
- ⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供を実施(新規)

重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

- 〈被害者の生活の安定と心のケア〉
 - ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
 - ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
 - ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
 - ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
 - ⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】
- 〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉
 - ① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化
 - ② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活センター」の効果的な活用
 - ③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

重点目標10 関係機関の連携強化

- ① DV関係機関等から構成される配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を設置し、個別ケースの検討等情報交換の円滑化及び被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施(新規)
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等間連施策との連携協力(新規)

基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

重点目標11 民間支援団体との連携・支援

- ① 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援

重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

重点目標13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

IV 現 状

1 取組の経緯

京都府では、婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施していましたが、DV防止法施行後は、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、平成15年度からは、DVに特化した専門相談窓口を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを実施する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策の充実を図ってきました。

平成18年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

そして、平成22年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化するとともに、すべての市町村において、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、教育機関、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員を始めとする地域で活動する支援機関等との連携も進め、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議において、啓発、相談及び保護・自立支援における情報共有と効果的かつ円滑な切れ目のない支援の実施を図ってきたところです。

前回改定からの5年間で、被害経験がある人が被害を打ち明けたり、相談した割合が増加した一方で、周囲に被害者がいると認識している割合や気づいて何か対応した割合が減少しており、支援を必要とする人に必要な情報が届くだけでなく、実際に相談につながるよう周囲のサポートも含めた啓発が重要であり、効果的な広報活動の検討や相談方法の工夫が求められます。

また、性暴力やストーカーといった多様なDV関連事象が発生しており、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA、平成27年8月開設）や京都ストーカー相談支援センター（KSCC、平成29年11月開設）等により対応を行うとともに、あらゆるDV被害者が地域で安全に生活するために、被害者支援の一環として、令和元年度からDV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングを実施してきたところです。今後、複雑かつ多様な事象に対応していくため、啓発における関係機関の連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、市町村をはじめ、警察、大学や地域、民間の専門機関を含めた関係団体等と連携した取組のより一層の強化が求められます。

※令和4年度京都府調査「配偶者等から暴力に関する調査」に基づく（相談件数以外）。

相談件数は、内閣府調査における京都府内の配偶者暴力相談支援センター分（京都府家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センター（令和4年9月1日開所））

2 DVの実態

（令和5年版「男女共同参画白書」（内閣府）から抜粋）

【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性10.3%、男性4.0%、「1、2度あった」とする者の割合は女性15.6%、男性14.4%となっており、一度でも受けたことがある者の割合は、女性25.9%、男性18.4%となっている。

【DV相談者の年齢・相談内容】

相談者の年齢は、30～40代で全体の半数以上（55.2%）を占めており、相談の約6割（63.6%）が精神的DVを含んだ内容となっている。

【DV相談支援センター等への相談件数】

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は令和2年度に12万9,491件と過去最高となり、8年連続で10万件を超える高水準で推移している一方で、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）によると、女性の約4割、男性の約6割がどこ（だれ）にも相談していない状況となっている。

【保護命令の申立て及び発令状況】

令和4年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件1,453件のうち、保護命令が発令された件数は1,111件であった。そのうち「被害者に関する保護命令」のみ発令されたものは27.5%、被害者に関する保護命令と「子への接近禁止命令」のみが発令されたものは36.0%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは、23.0%となっている。

「配偶者等からの暴力に関する調査」※ からみた府内の状況

※「配偶者等からの暴力に関する調査」

1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
(2) 調査対象 府内在住の満18歳以上の男女2,000人（有効回答2,000人）
(3) 調査方法 インターネット調査
京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、
満18歳以上の男女を地域毎に人口比に応じて割当
(4) 調査期間 令和5年2月1日～令和5年2月3日

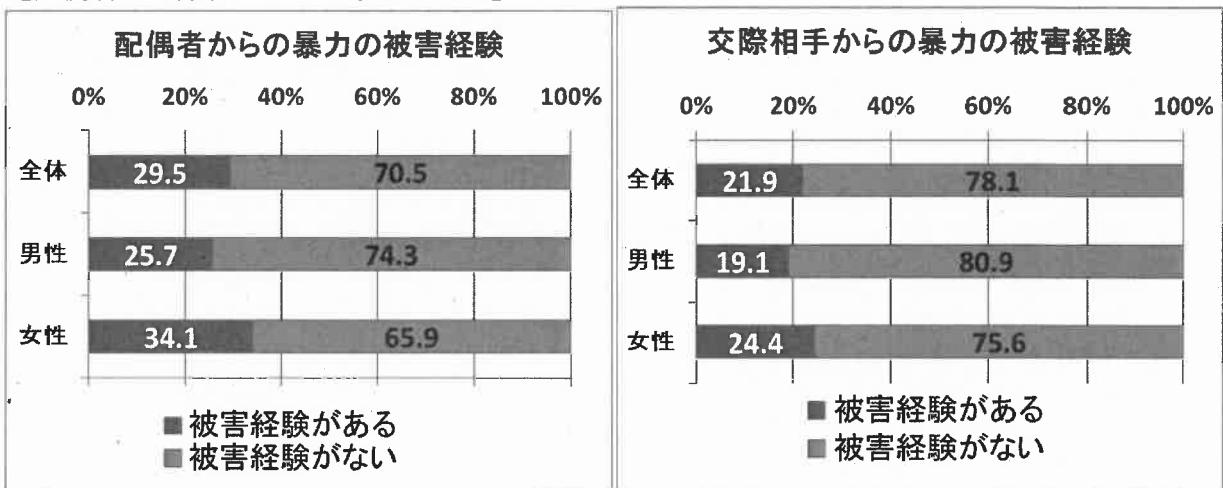
2 回収結果

2,000人【内訳】男性1,000人、女性1,000人

3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度
(2) 配偶者等からの暴力に関する考え方
(3) 配偶者からの暴力の被害経験
(4) 交際相手からの暴力の被害経験
(5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
(6) 京都府の取組の認知度

【配偶者や交際相手からの暴力の状況】



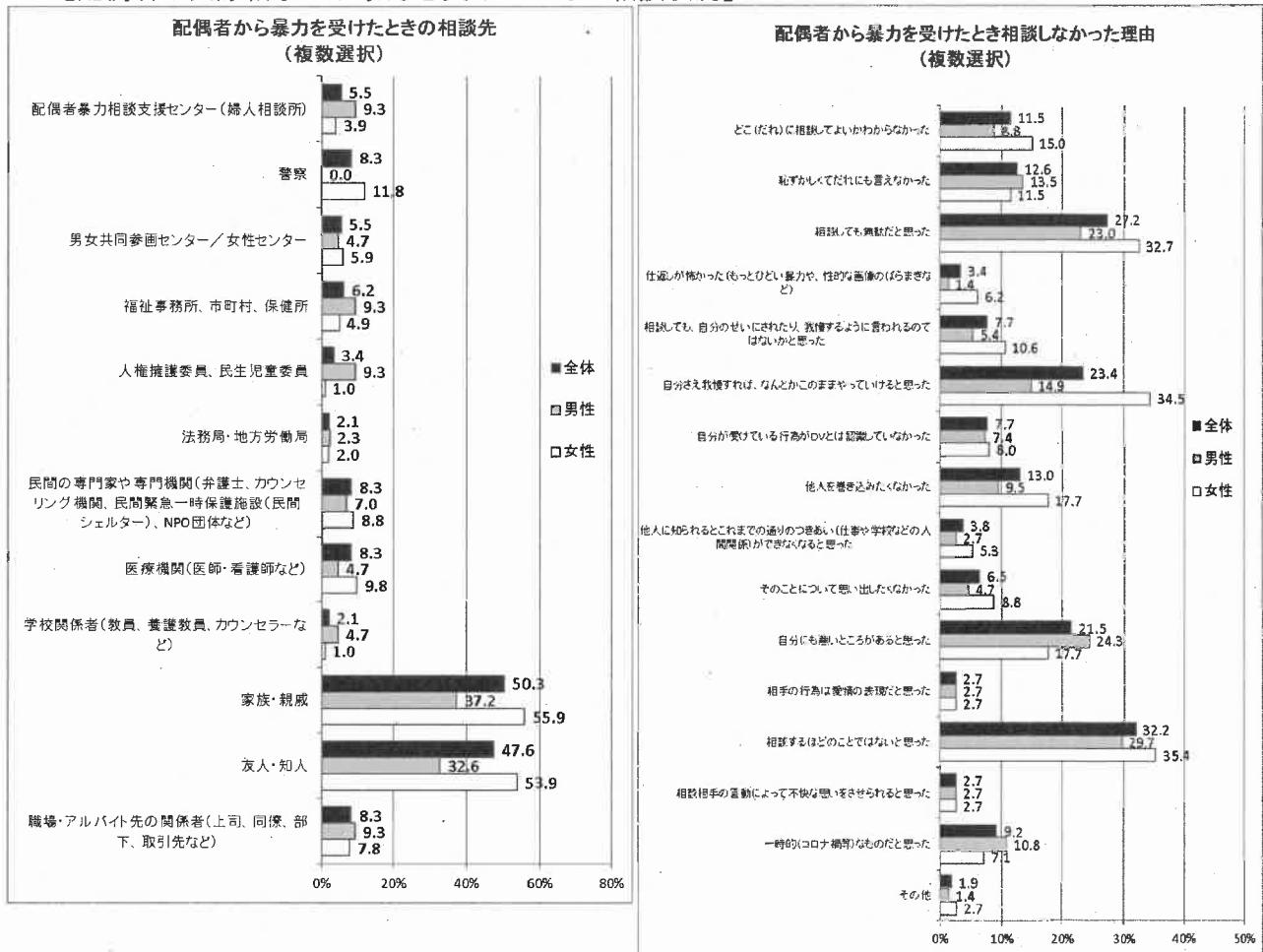
配偶者から暴力を受けたことがある女性は3人に1人、男性は4人に1人で、そのうち女性の半数、男性の4人に1人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、男女ともに4割程度が医師の診察等を受けています。また、子どもにも暴力や虐待が及んだケースが1割程度の状況です。

配偶者から暴力を受けても相手と別れなかつた理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、女性は「子どものことを考えた」、「経済的不安」も多くなっている一方で、男性では、「自分が悪い」、「世間体」が多い結果となっています。

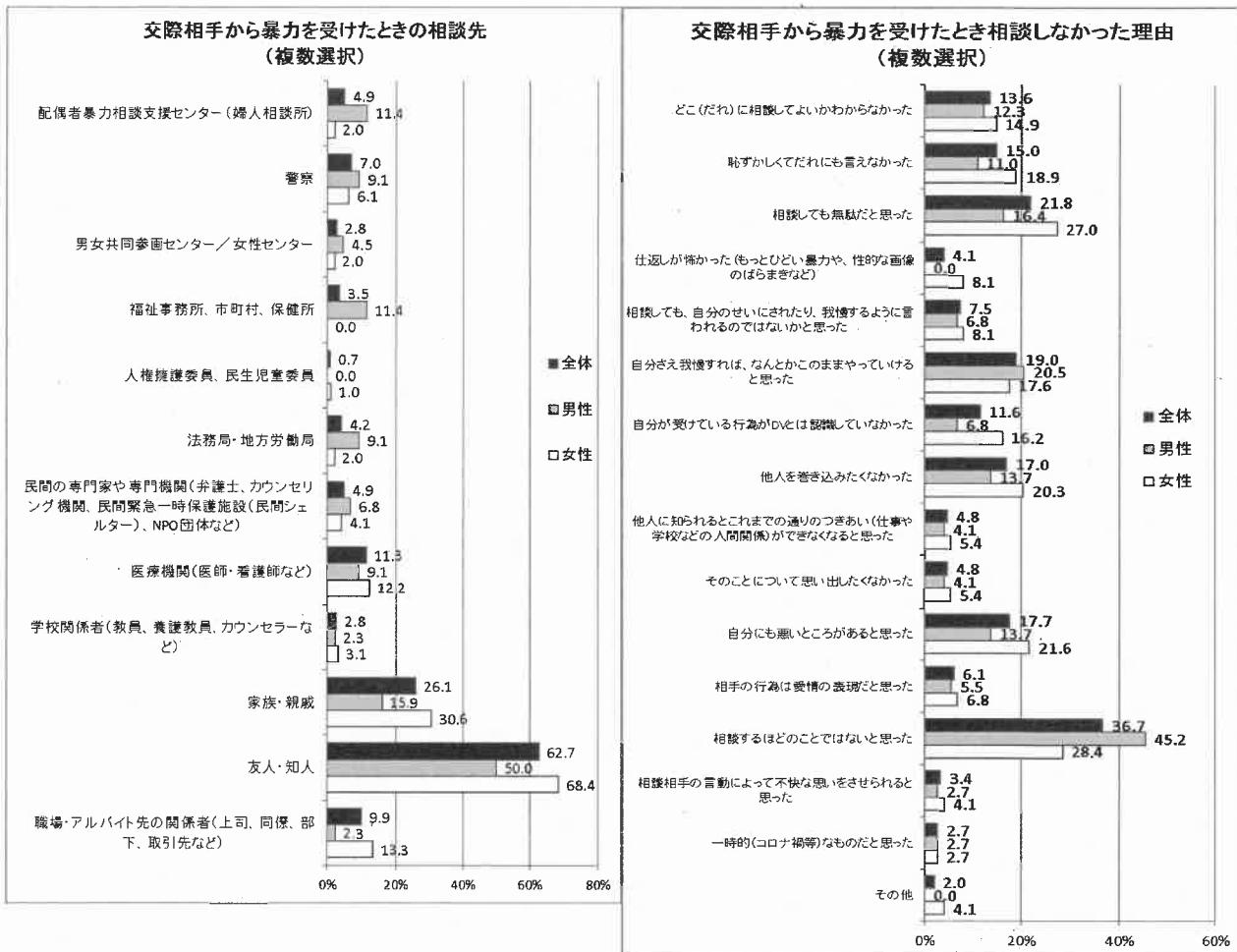
また、交際相手から暴力を受けたことがある女性は4人に1人、男性は5人に1人で、そのうち女性の半数、男性の4人に1人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の4割、男性の7割が医師の診察等を受けたことがあります。

交際相手から暴力を受けても相手と別れなかつた理由は、男性女性ともに「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「自分が悪いのだと思っていた」、「相手には自分が必要だと思った」となっています。

【配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談状況】



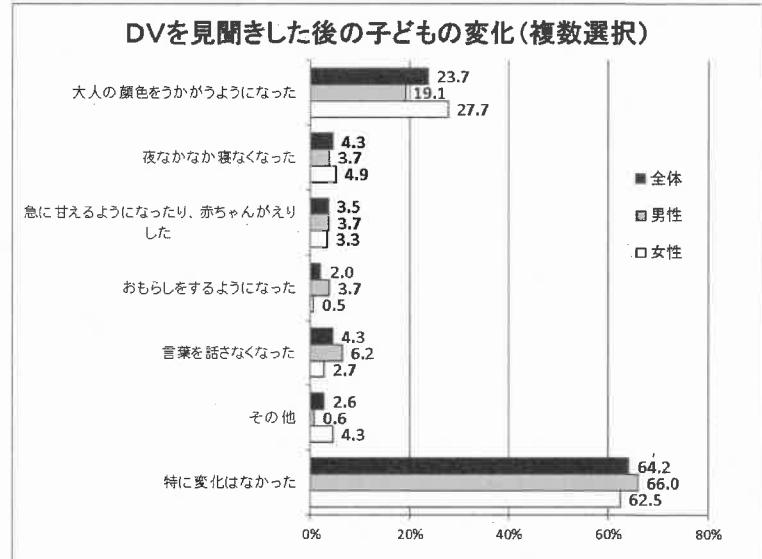
配偶者から暴力を受け被害相談したのは4割弱で、相談先は、「家族・親戚」、「友人・知人」の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が6割(男性8割弱、女性5割)で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」、「自分で救済すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順に高くなっています。



また、交際相手から暴力を受け被害相談したのは半数で、相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」など、身近な人の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が半数（男性6割、女性4割）で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順で多くなっています。

【DVの子どもへの影響】

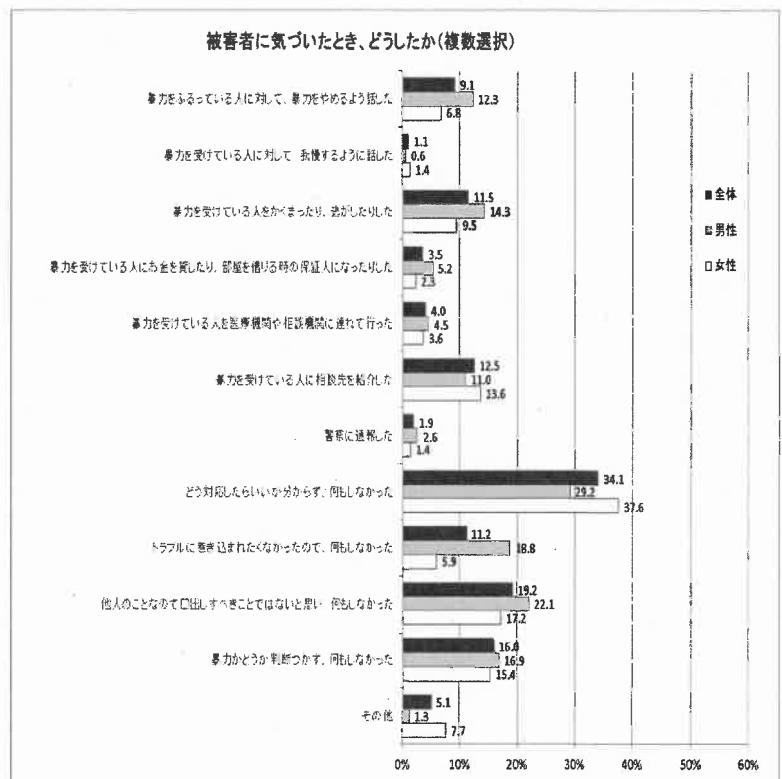
子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たることを知っている認知度は半数程度であり、子どものDV認知度では、「子どもは見たことがある」が4割程度で最も高く、子どもがDVを認知している（「見たことがある」と「見たことはないが、音や声、様子から知っていた（知っている）」の合計）は半数で、DVを見聞きした後の子どもの変化については、「特に変化はなかった」が最も高いが、次いで「親の顔色をうかがうようになった」が高くなっています。



【被害者の周囲の人の対応】

配偶者や交際相手からの暴力の被害者が周囲にいると答えたのは1割で、その被害者の6割は「友人・知人」となっています。

被害者に気づいたとき、被害者に相談先を紹介した人、被害者をかくまつたり、逃がしたりした人がそれぞれ1割程度で、6割が「どうしたらいいかわからない」「口出しするべきではない」などの理由で「何もしなかった」と回答しました。また、警察に通報した人は2%、被害者に「我慢するよう話した」人が1%ありました。



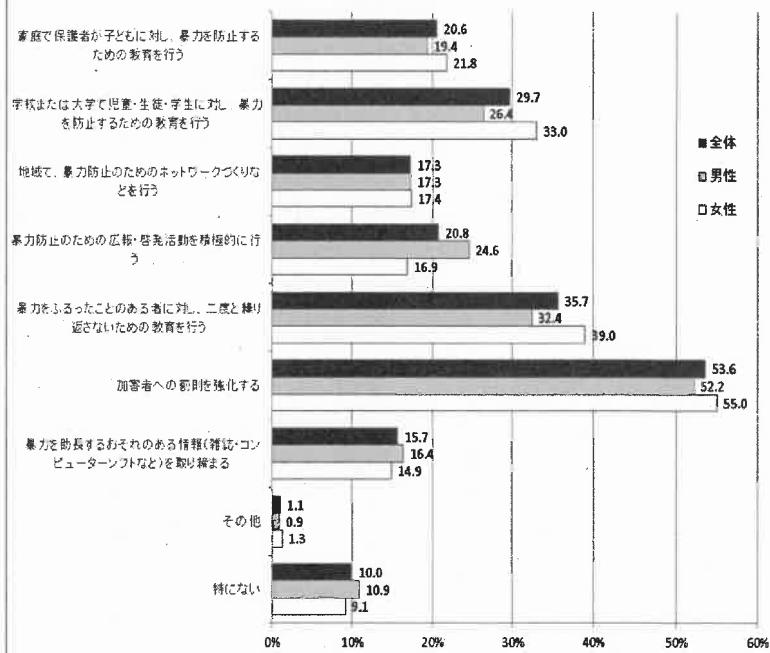
【配偶者や交際相手からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な施策】

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策は、「加害者への罰則を強化する」、「暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」の順に高くなっています。

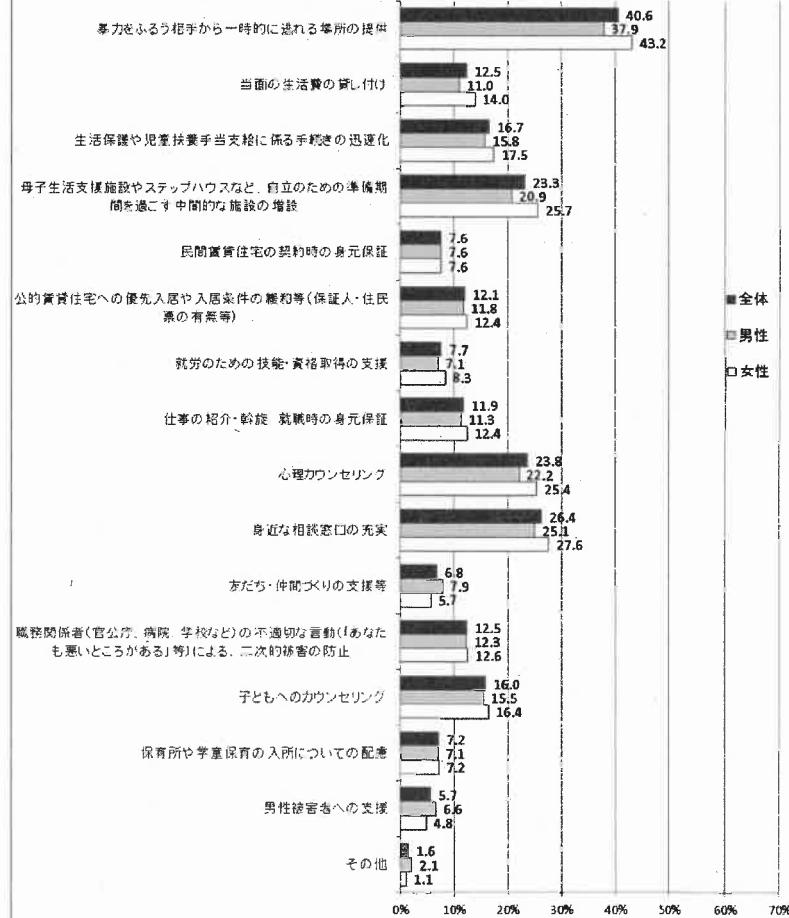
被害者への支援のために必要な施策としては、「一時的に逃れる場所の提供」、「身近な相談窓口の充実」、「心理カウンセリング」の順に高くなっています。

京都府の施策の認知度については、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、民間団体との連携による一時保護等」、「母子家庭のための職業訓練、給付制度に関する情報提供」がそれぞれ2割程度でした。

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策
(3つまで)

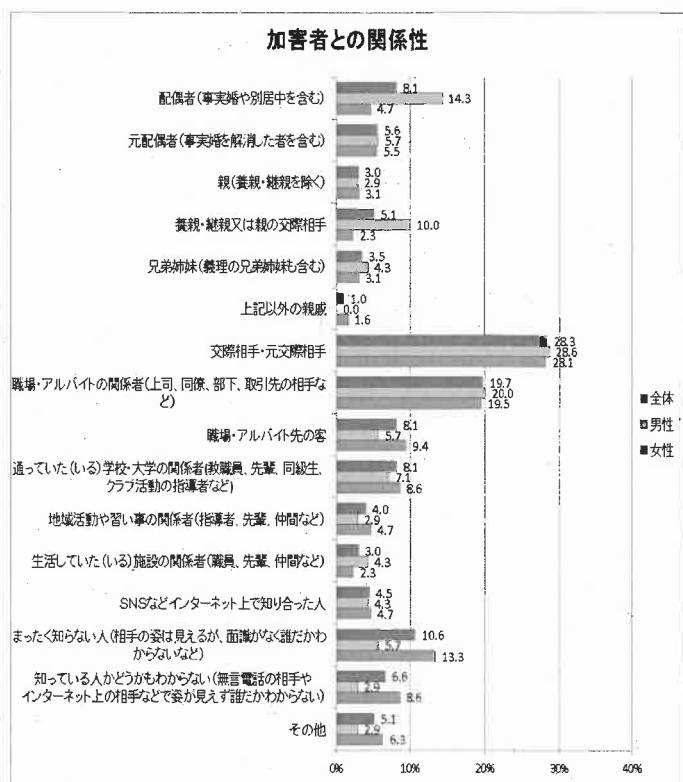
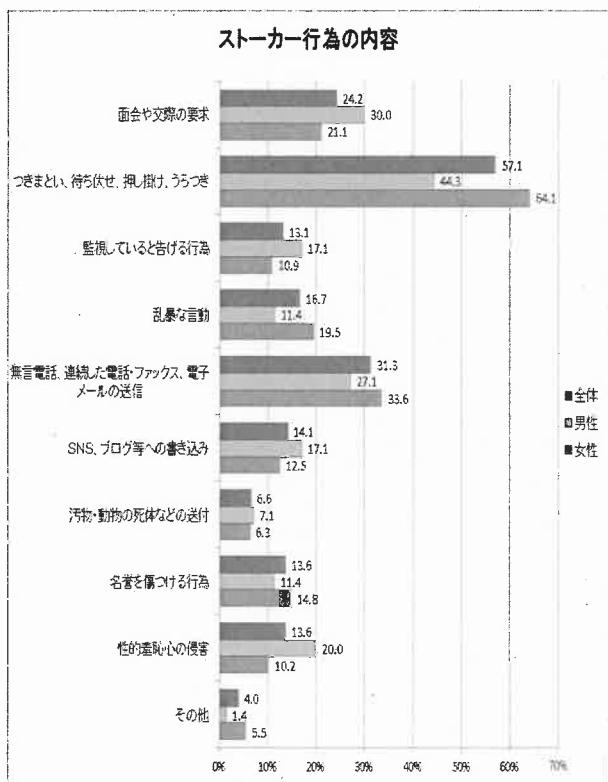
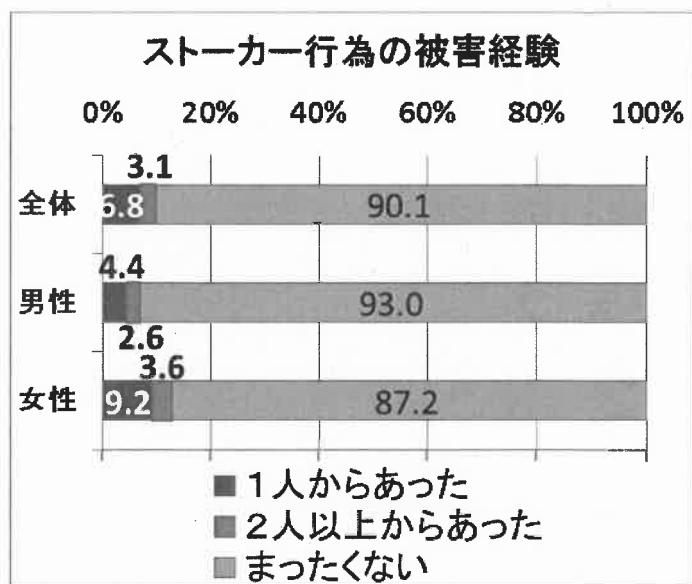


被害者への支援のために必要な施策(3つまで)



【ストーカー行為や被害経験の状況】

ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・電子メールの送信やSNS・ブログ等への書き込みなど（以下、ストーカー行為とする。）の被害について、1人以上の被害経験がある人は約1割で、男女別では、被害経験がある男性は7.0%で、女性は12.8%と女性の方が高くなっています。



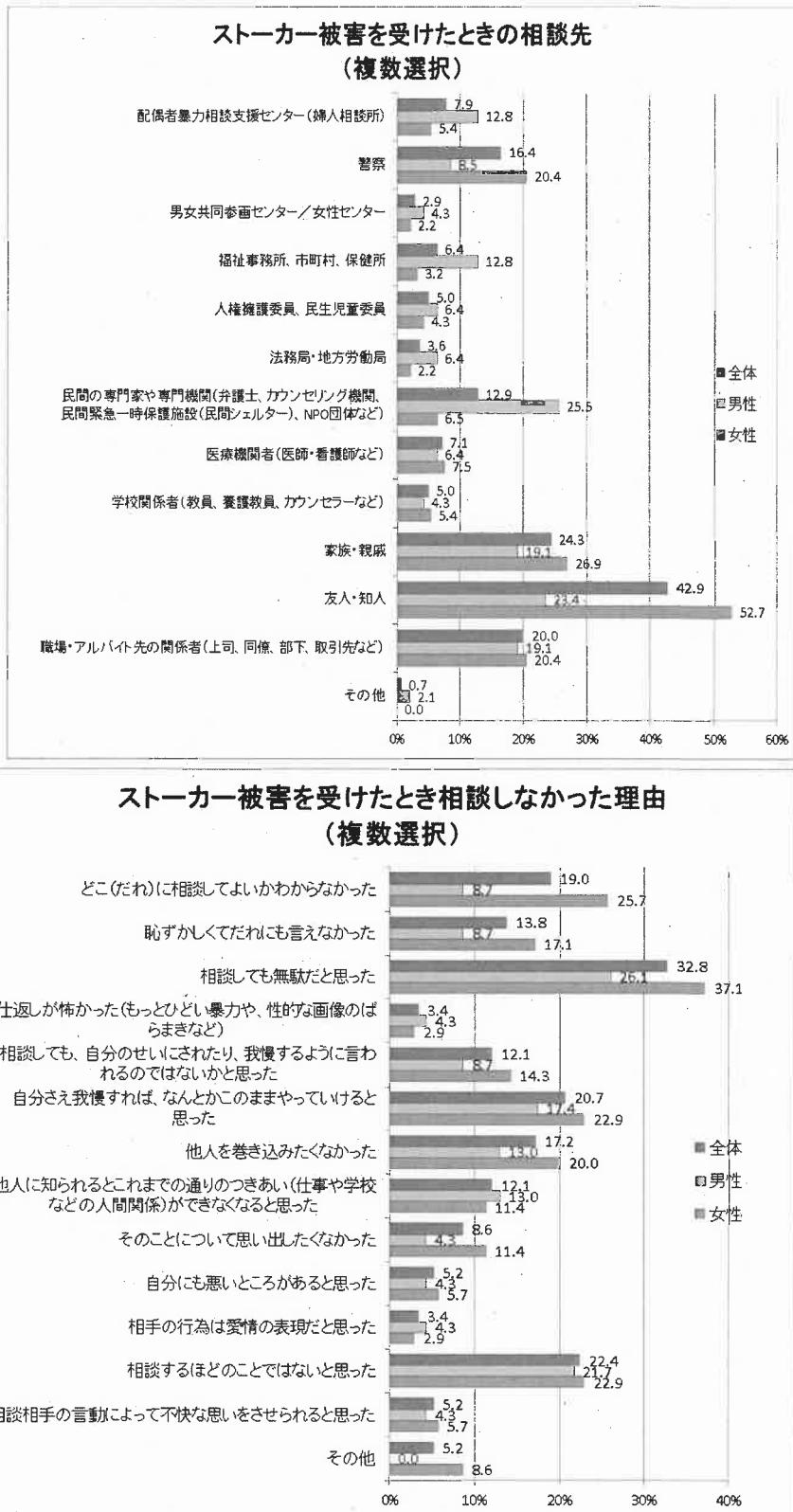
ストーカー行為の内容では、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」、「無言電話、連続した電話・ファックス、電子メールの送信」、「面会や交際の要求」の順で高くなっています。

加害者との関係性については、「交際相手・元交際相手」28.3%、「職場・アルバイトの関係者」19.7%、「まったく知らない人」10.6%の順で高くなっています。

【ストーカー被害を受けたときの相談状況】

ストーカー被害を受けたとき相談したのは7割で、相談先は、「知人・友人」、「家族・親戚」の割合が多くなっています。

どこにも相談しなかった人が男女ともに3割程度で、その理由は、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやつていけると思った」の順に高くなっています。

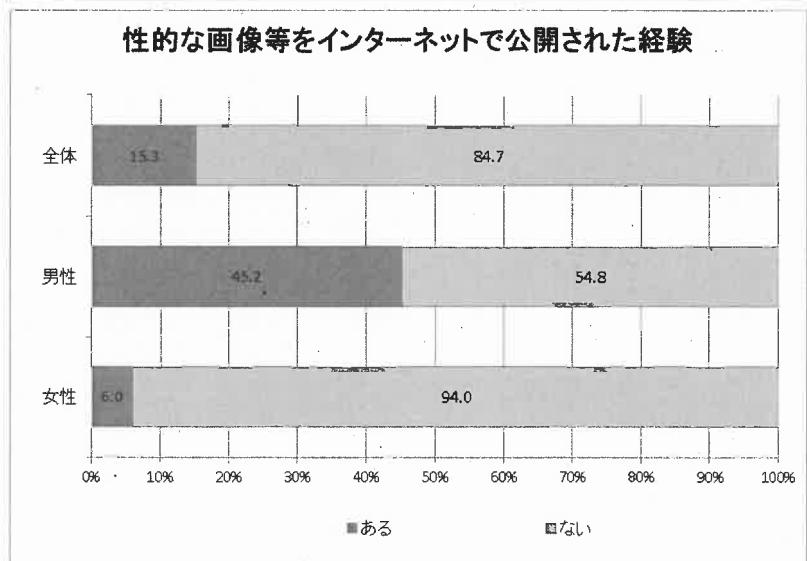
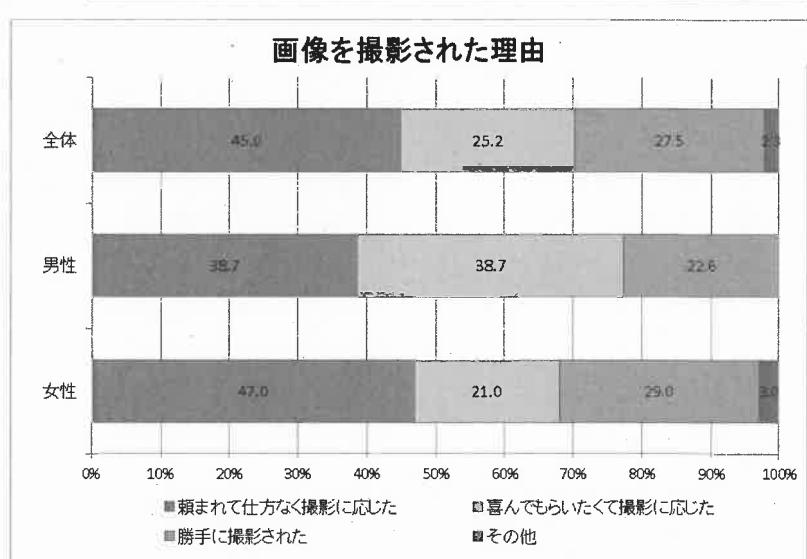
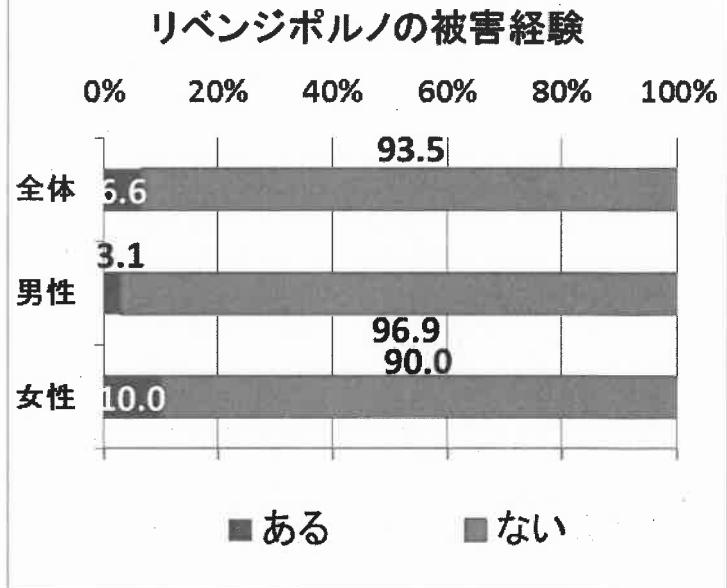


【リベンジポルノに関する被害経験の状況】

性的な画像等を撮影・所持されたことがある人は 6.6%で男女別では、被害経験がある男性は 3.1%で、女性は 10.0%と女性の方が高くなっています。

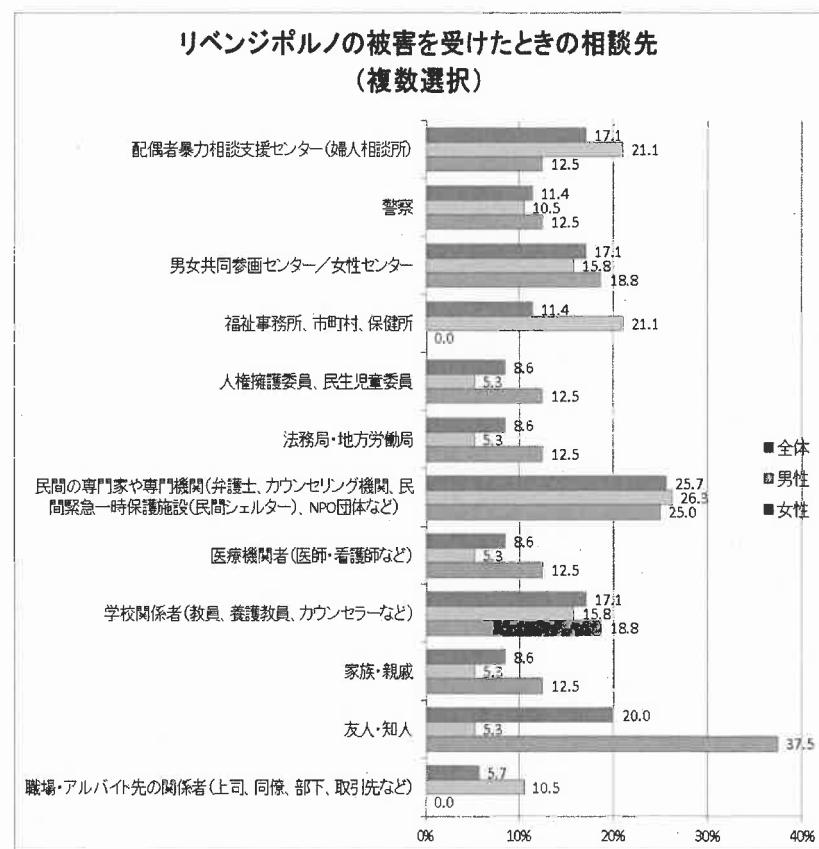
また、画像撮影された理由については、「頼まれて仕方なく撮影に応じた」、「喜んでもらいたくて撮影に応じた」、「勝手に撮影された」の順で高くなっています。

性的な画像等をインターネットで公開されたことがある人は 15.3%となっており、男女別では男性が 45.2%、女性が 6.0%と男性の方が高くなっています。

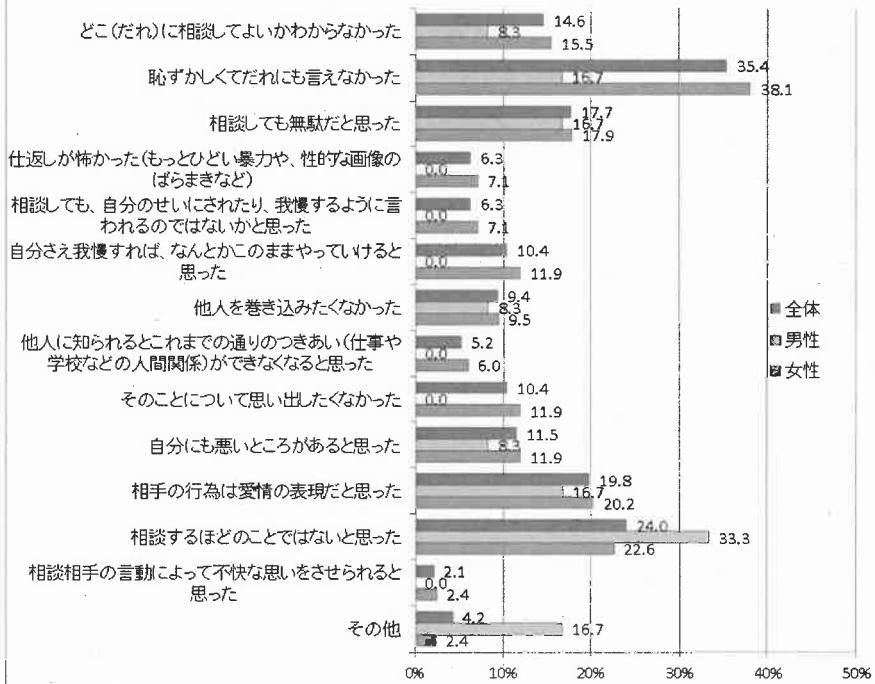


【被害を受けたとの相談状況】

被害を受けたとき相談したのは4人に1人（男性約6割、女性約2割）で、相談先は、「民間の専門家や専門機関」、「友人・知人」などとなっています。一方でどこにも相談しなかった理由は、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「相手の行為は愛情の表現だと思った」の順に高くなっています。



リベンジポルノの被害を受けたとき相談しなかった理由 (複数選択)



相談件数等の推移

①配偶者暴力相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市DV相談支援センター)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	6,333	6,360	6,387	5,232	5,408
女性	6,204	6,188	6,209	5,147	5,295
男性	129	172	178	85	113
増加率(%)	6.2	0.4	0.4	▲ 18.1	3.4
うち京都市DV相談支援センター	3,276	3,148	3,102	2,834	2,917
うち舞鶴市DV相談支援センター					143
交際相手からの暴力による相談件数	69	150	103	65	103
うち京都市DV相談支援センター	35	87	41	39	34
うち舞鶴市DV相談支援センター					21
DVによる一時保護	88	88	87	47	46
DVによる一時保護同伴児童	105	96	89	59	53

* 内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

* 相談件数には、京都市DV相談支援センター(平成23年10月3日開所)及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センター(令和4年9月1日開所)を含む。

②男女共同参画センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全相談件数	2,428	2,515	2,448	3,869	4,440
うちDV関係	148	136	103	133	139
割合	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

* 全相談件数:一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

③京都府警察本部

●DV事案検挙状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数	109	91	94	79	85

V 計画の内容

基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配布、設置、講演会の開催やチラシなどによる広報啓発等、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は令和2年度に過去最多となりましたが、現在は減少がみられるところです。

令和4年度に京都府が実施したアンケート調査結果においても、配偶者等からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は64.3%で、5年前に実施したアンケート調査と比較し、11.9ポイント減少しています。デートDVでは、「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は50.9%で、5年前と比較し、28.8%減少しています。

また、相談した人の相談先は、配偶者からのDVでは「家族・親戚」「友人・知人」の順に多く、デートDVでは、「友人・知人」が約6割で最多く、「家族・親戚」「医療機関」の順で続いています。

暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるために、市町村・企業・団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身に気づきを促す情報の提供や、身近な相談先からつながる専門の相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

<アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
 - 「どこ（だれ）にも相談しなかった」
 - ・配偶者からのDV：64.3%（前回調査：76.2%）
 - ・デートDV：50.9%（79.7%）
- どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（複数回答可）
 - ・配偶者からのDV：「家族・親戚」50.3%（52.4%）
「友人・知人」47.6%（58.3%）
「警察」8.3%（11.7%）、「民間の専門機関」8.3%（7.8%）、
「医療機関」8.3%（3.9%）
「職場・アルバイト先の関係者」8.3%（5.8%）
 - ・デートDV：「友人・知人」62.7%（80.8%）
「家族・親戚」26.1%（34.6%）
「医療機関」11.3%（7.7%）

【今後の取組】被害者自らがDVに気づく啓発の実施	関係部局
① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供（拡充） 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。	文化生活部
② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施 育児講座、防犯教室等の被害者が参加する講座において、DVの広報を実施します。	文化生活部
③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施 DVをなくす啓発期間における集中的な啓発や町内会回覧板等での周知啓発により、地域における暴力を許さない意識の醸成を推進します。	文化生活部
④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開 企業等と連携し、情報誌やメディア等の活用により、多くの府民に情報が届く広報を実施するほか、企業等内部での啓発や研修の実施を推進します。	文化生活部
⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充） カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。	文化生活部 健康福祉部
⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発 ストーカーやリベンジポルノ等、デートDVを含むDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な広報啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者をはじめ、府民に対する研修・講演等を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が61.6%（前回調査：57.6%）と、依然として高い割合になっており、被害防止のための積極的な行動にはつながっていません。

配偶者等からのDV被害者の64.3%、デートDV被害者の50.9%がどこにもだれにも相談しておらず、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が配偶者からのDVで32.2%、デートDVで36.7%となっており、ともに最も高くなっています。また、「相談しても無駄だと思った」が配偶者からのDVで27.2%、デートDVで21.8%となっており、5年前に比べて減少傾向にあるものの、一定数いる状況です。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も高く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が不可欠です。

<アンケート調査から>

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。
(複数回答可)
 - ・ いずれの行動もとらなかった人の主な理由
 - 「どう対応したらいいか分からず、何もしなかった」34.1%（前回調査:21.9%）
 - 「他人のことなので口出しするべきでないと思い、何もしなかった」19.2%（24.2%）
 - ・ いずれかの行動をとった場合の主な内容
 - 「暴力を受けている人に相談先を紹介した」12.5%（11.7%）
 - 「暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした」11.5%（9.6%）
- どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。
 - ・ 配偶者からのDV：「相談するほどのことではないと思った」32.2%（35.3%）
「相談しても無駄だと思った」27.2%（32.2%）
 - ・ デートDV：「相談するほどのことではないと思った」36.7%（49.0%）
「相談しても無駄だと思った」21.8%（36.3%）

【今後の取組】職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨	関係部局
① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着 被害者を発見しやすい立場にある関係機関向けに、通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめたマニュアルに基づく対応周知を徹底します。	文化生活部
② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ DV以外の相談窓口においても被害に気づき、相談窓口へつなぐことができるよう、市町村等の職員への研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部
③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施 関係機関で実施される研修や府民に対する啓発講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部
④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】	文化生活部
⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】	文化生活部
⑥ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）【再掲】	文化生活部 健康福祉部
⑦ 通報の趣旨の周知 DV防止法におけるDVの発見者による通報の努力義務規定を、府民に対して周知します。	文化生活部

基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもならないよう、データDV防止啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきました。一方、ストーカーやリベンジボルノ等の関連事象への対応のためには、就学前から互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にする意識の醸成が必要です。

また、それら低年齢時からの教育・意識づくりと同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデータDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、暴力を許さない意識の醸成のため、地域団体や企業とも連携したDVの周知啓発が必要であるとともに、被害者が地域で安全に生活するため、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

<アンケート調査から>

- 配偶者等や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けったり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）
配偶者等・29.5%（前回調査: 36.8%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
交際相手・21.9%（前回調査: 26.1%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 配偶者等及び交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
配偶者等・13.8%（7.5%）が「命の危険を感じた」と回答
交際相手・25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答
ストーカー・36.4%（一）が「命の危険を感じた」と回答
- 配偶者等及び交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。
配偶者等・43.1%（36.6%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、37.7%（43.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答
交際相手・29.4%（26.3%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、21.5%（19.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答

【今後の取組】年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成	関係部局
① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育・研修の実施 人権教育等において、その発達段階に応じた教育・研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発 心身の発達段階ごとに相応しい方法での暴力を許さない意識づくりや、小学生・中学生からのデートDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施 DVと児童虐待の関連やデートDVの現状等についての啓発を行います。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。	文化生活部
⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等におけるDVに対する理解を促します。	文化生活部 商工労働観光部

【今後の取組】加害者への対応	関係部局
① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ 加害者に対し、DV行為を行っていることの気づきを与える指導・警告をするなど、暴力を抑止する働きかけを行います。	警察本部
② 加害への気づきを促す情報提供 チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促します。	文化生活部
③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施 被害者支援の一環として、加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないための更生プログラムを実施します。	文化生活部 健康福祉部
④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

【今後の取組】市町村の取組への働きかけ	関係部局
① DV基本計画策定の働きかけ及び支援 DV基本計画未策定の市町村や、市町村の男女共同参画計画の策定・改定に向けての助言や情報提供を行います。	文化生活部

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

重点目標4 相談体制の充実・強化

【現状と課題】

平成22年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センター（平成23年度）、舞鶴市配偶者暴力相談支援センター（令和4年度）の設置や府内全市町村に相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口に寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実が求められています。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別等に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

<アンケート調査から>

- 被害者への支援策として必要なもののうち相談体制に係る回答（複数回答可）

- 主な回答は、「身近な相談窓口の充実」26.4%（前回調査：20.9%）
「心理カウンセリング」23.8%（前回調査：26.9%）
「男性被害者への支援」5.7%（前回調査：5.8%）

【今後の取組】身近な相談窓口の設置	関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充） 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。	文化生活部 健康福祉部
② 相談支援体制の充実 仕事帰りにも来所相談を受けられるよう家庭支援総合センターの来所相談時間を延長するとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
③ 国等と連携した相談体制の構築（拡充） 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。	文化生活部 健康福祉部

【今後の取組】市町村の相談窓口での相談体制の充実		関係部局
① 市町村における相談窓口の明確化及び府内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）	被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談窓口を明確にするとともに、迅速で効果的な被害者支援に向け、関係課等が一体となった市町村内ネットワークの構築を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援	市町村の相談窓口での様々なニーズに対応する「DV被害者支援マニュアル（相談）」を活用し、円滑な相談業務を支援します。	健康福祉部
③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成	市町村の相談員等に対し、DVへの理解を深める基礎的研修から、法制度や多様な被害者への対応等の専門的研修まで体系的に行うことで、面前DVへの対応など身近な相談窓口における対応力の向上を図ります。	健康福祉部
④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施	多様な相談、困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。	健康福祉部
⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ	住民基本台帳の閲覧等の制限手続きが適切に行えるよう、相談共通シートの活用や窓口の一元化等による被害者の情報管理の徹底を働きかけます。	健康福祉部

【今後の取組】DV相談支援センター等相談員の対応力強化		関係部局
① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施	DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカー等専門的立場から関わる者に対し、より専門的な研修を行うことで、法的対応力や個別ケースに寄り添った相談対応が行えるよう資質の向上を図ります。	健康福祉部
② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施	家庭支援総合センターにおける複雑・困難な事案に対し、外部専門家（医師や弁護士等）からの指導・助言による対応力の強化を行います。	健康福祉部
③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化（新規）	被害者は不安全感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。	健康福祉部
④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）	職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないように対応します。	健康福祉部

【今後の取組】切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化		関係部局
① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施（拡充）	転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。	健康福祉部

② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 居住地以外の相談窓口にも気軽に相談できるよう、相談窓口や相談時間等を他市町村の広報誌にも掲載する等、福祉圏域での市町村の広域連携を進めるよう働きかけます。	健康福祉部
③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携を強化し、被害者の状況に応じた的確な相談対応に加え、安心・安全で迅速な保護の確保の充実を行います。	健康福祉部 警察本部
④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規） 身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。	健康福祉部
⑤ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援（新規） 性的な被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。	健康福祉部 警察本部

重点目標5 緊急保護の充実

【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む24時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護を実施していますが、被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保や市町村や民間団体との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策のさらなる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中のカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後においても継続した心のケアの充実が必要です。

<アンケート調査から>

- 配偶者等から暴力を受けたことがありますか。
 - ・ 女性では34.1%（前回調査：41.2%）、男性では25.7%（32.4%）が「暴力を受けたことがあった」と回答。そのうち女性の56.7%（46.9%）、男性の25.1%（28.2%）が「けがをしたり精神的不調をきたした」と回答
- 配偶者等や交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
配偶者等 13.8%（7.5%）、交際相手 25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答
- 緊急保護について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。
(複数回答可)
 - ・ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」40.6%（67.0%）
 - ・ 「心理カウンセリングの実施」23.8%（26.9%）と回答

【今後の取組】	関係部局
① 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)	健康福祉部
民間団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、通学・通勤できるよう配慮します。	
② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ	健康福祉部
市町村と連携し、緊急時における被害者の安全確保の充実を行います。	
③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化	健康福祉部 警察本部
警察等と連携し、被害者を保護する施設の安全確保体制を強化します。	
④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化	健康福祉部 警察本部
被害者にとって不安の大きい一時保護所までの移動については、市町村や保健所等と連携するとともに、被害者の状況等に応じ、警察と連携し、安全対策の強化を行います。	
⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実	健康福祉部
心に深い傷を負った被害者の特性に応じ、一時保護期間中からカウンセリングの実施や医療機関の受診、さらに退所後も継続して心のケアを行います。	
⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援	健康福祉部 警察本部
警察と連携し、状況に応じた被害者への安全確保を行います。	

重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、子ども自身が暴力にさらされているだけでなく、家庭でDVを目撃すること（面前DV）により、心のダメージを受けている場合があることから、一時保護期間中も児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実、さらに保育の実施や学習支援を行っています。

子どもの状況によっては退所後も要保護児童対策地域協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実に加え、転居先保育所での随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

また、子どもが暴力、暴言を見聞きすることが、子どもの心に大きなダメージを与えることについて広く周知するとともに、子どもの面前で暴力行為を行った保護者へは、児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援や常に子どもを身近で見守る学校の養護教諭や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実が必要です。

<アンケート調査から>

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ○ 配偶者等から行為を受けたとき、どうしましたか。 | 43.1% (前回調査: 36.6%) |
| ・ 「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかつた（別れていない）」 | |
| ・ 「別れたい（別れよう）と思わなかつた」 37.7% (43.8%) | |

- 相手と別れなかつた（別れない）理由は何ですか。（複数回答可）
 - ・「別れるほどのことではないと思った」37.2% (47.6%)
 - 「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことが気がかり（親権、子どもの意思、環境）」33.8% (33.7%)、そのうち女性は45.0% (40.7%)で男性より20ポイント高い。
- 暴力等の行為を受けた（受けている）のを子どもが見た後、子どもに何か変化がありましたか。（複数回答可）
 - ・「大人の顔色をうかがうようになった」23.7% (25.1%)
- 暴力が子どもにも及んだか。
 - ・あった 12.7%(16.3%)
- 被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
 - ・「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」40.6% (67.0%)
 - ・「子どもへのカウンセリング」16.0%(11.2%)

【今後の取組】	関係部局
① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVが子どもに及ぼす影響について、研修・啓発等を実施することで、DV家庭に育つすべての子どもへの理解を促進し、子どもへの適切な対応を支援します。	健康福祉部
② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 心のケア等支援の必要なDV家庭に育つ子どもには要保護児童対策地域協議会と連携し継続的な支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化- 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援を強化します。	健康福祉部
④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実 一時保護所での同伴児童に対し、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。	健康福祉部
⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実 一時保護所の行動観察の結果、退所後も地域で継続的な心のケア等の支援が必要な子どもに対し、要保護児童対策地域協議会や学校等と連携するなど継続的な支援を行います。	健康福祉部
⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ 保育所の優先随時入所や就学手続き等、子どもの状況等に応じた柔軟な対応や加害者からの問い合わせに対する対応等、被害者の状況に寄り添った対応を市町村や教育委員会へ働きかけます。	健康福祉部 教育委員会
⑦ 保育所・幼稚園、学校等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）	文化生活部 健康福祉部

DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士・幼稚園教諭、養護教諭、教師等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。	教育委員会
⑧職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いから社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があることから、外国語に翻訳した相談窓口案内の配布や外国人支援団体と連携した相談対応等を行っていますが、市町村等の相談窓口では、日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）の人は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス、人権相談窓口等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

【今後の取組】外国人被害者への支援	関係部局
① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、さらなる相談対応の充実を図ります。	健康福祉部
② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援 外国人被害者に対応できる母国語（翻訳）相談シートを作成・活用し、市町村DV相談窓口における外国人被害者への支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成 日本語を十分理解できない外国人被害者が、支援制度や各種手続きを理解できるよう翻訳リーフレットを作成し、外国人被害者への支援の充実を図ります。	健康福祉部
④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

【今後の取組】障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援	関係部局
① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化 市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害者や高齢者のDV被害への迅速な対応を行います。	健康福祉部
② 障害者、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等被害者に対応した一時保護委託の充実（拡充）	健康福祉部

障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。	
③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

【今後の取組】男性被害者や加害者への対応	関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】	文化生活部 健康福祉部
② 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充）【再掲】	健康福祉部
③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】	警察本部
④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】	文化生活部
⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】	文化生活部 健康福祉部
⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化

【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の関係機関が支援をしていますが、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

また、市町村は、被害者への支援制度やサービスの情報提供・相談の窓口となることから、支援制度等をまとめたマニュアルを配布するなど市町村への支援も必要です。

＜アンケート調査から＞

- 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。
(複数回答可)
- ・「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」 23.3% (前回調査:17.8%)、
「公的制度活用（生活保護や児童扶養手当支給に係る手続き）の迅速化」 16.7% (19.8%)、
「公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等（保証人・住民票の有無等）」 12.1% (6.9%) と回答

【今後の取組】	関係部局
① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実 被害者の心理的支援と安定した生活支援が図れるよう、家庭支援総合センターで自立支援計画を作成し、一時保護所から母子生活支援施設等への継続した支援の充実を図ります。	健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援 支援制度等をまとめた「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」を活用し、市町村における相談支援体制を支援します。	健康福祉部
③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ 生活保護、教育、健康保険・年金等多岐にわたる被害者支援施策を的確に提供するため、相談段階から被害者に寄り添い、市町村内関係課につなぐ「被害者支援コーディネーター」の配置を働きかけます。	健康福祉部
④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実 被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、京都ジョブパーク等との連携強化により、自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実	健康福祉部

府営住宅における特定目的優先入居の継続実施・充実などにより被害者の居住支援を図るとともに、市町営住宅への優先入居の実施を働きかけます。	建設交通部
⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供を実施（新規） 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行います。	健康福祉部

重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、就労支援などに加え、長期にわたる暴力が引き起こす健康被害やP T S D（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向け、相談機関から専門的なカウンセリング機関につなぎ、継続的な支援をしています。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合は、孤立することなく見守る地域生活センターによる寄り添い型の支援を行っており、今後も地域で継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施するなど見守り支援体制を充実していくことが必要です。

さらに、心のケアの必要な同伴児童に対しては、要保護児童対策地域協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援が必要です。

＜アンケート調査から＞

- 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。
(複数回答可)
 - ・ 「心理カウンセリング」 23.8% (26.9%) 、「子供へのカウンセリング」 16.0% (11.2%) 、「仕事の紹介・斡旋、就職時の身元保証」 11.9% (11.9%) 、「就労のための技能、資格取得の支援」 7.7% (7.1%) と回答。

【今後の取組】被害者の生活の安定と心のケア	関係部局
① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、継続的な心理的ケアの充実を図ります。	健康福祉部
② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 同様の体験をしたDV被害者同士がお互いに共感しながら意見交換を行う心理的ケアにより「自助の力」を引き出す支援の充実を図ります。	文化生活部
③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実 ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。	健康福祉部
④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ファミリーサポートセンターの活用等、被害者の日常生活や同伴児童の養育を地域で支援する体制の充実を図ります。	健康福祉部
⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】 ※ ピア・カウンセリング=同質（類似）の問題をもつ者同士の分かり合い・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与えあうもの	健康福祉部

【今後の取組】被害者や子どもを地域で見守る体制	関係部局
① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化 一時保護所退所後も継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活ソーター」の効果的な活用 一時保護所等退所後に地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、被害者を身近な地域で支える「地域生活ソーター」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 地域で活動を行う団体等（地域母子会や民生児童委員等）との連携を進め、被害者や子どもを地域で身近に見守る支援体制の充実を図ります。	健康福祉部

重点目標 10 関係機関の連携強化

【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るために、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的支援が必要です。

このため、京都府においては、平成23年3月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の3つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行ってきました。

今後とも、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行い、支援の充実を図る必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① DV関係機関等から構成される配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を設置し、個別ケースの検討等情報交換の円滑化及び被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施（新規） 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法定協議会を設置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の支援の内容に関する協議を行い、支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ 市町村のDV施策の推進にあたっては、関係機関との連携が促進されるよう働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 行政機関と民間支援団体等との連携を進め、民間支援団体等の機能やノウハウを活かし、被害者の状況に対応した支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力（新規） 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関係機関及び関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。	文化生活部 健康福祉部

基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

重点目標 11 民間支援団体との連携・支援

【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自の機能やノウハウを十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を行っています。

なお、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから今後さらに民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実についても検討していく必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充）【再掲】	健康福祉部
② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成 民間支援団体等の強みを活かした支援ができるよう、専門的な研修を行い、相談スキルや資質の向上を図ります。	健康福祉部
③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 民間シェルター等が適切な被害者支援が実施できるよう、被害者への支援制度等様々な情報提供を行います。	健康福祉部

重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

【現状と課題】

被害者をより安全に保護するため、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所による支援を行っています。

従来、個別に連絡・調整を図っていましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成19年7月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

【今後の取組】	関係部局
① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 市町村と連携し、府県域を越えた被害者の送り出しや受入など保護手続が円滑にかつ被害者の安全確保が最優先に進むよう、支援の充実を図ります。	健康福祉部

重点目標 13 苦情処理体制の整備

【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、市町村においても、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるよう働きかけを行う必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ 市町村やその他の関係機関において、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るとともに、市町村に対して男女共同参画担当課と福祉担当部局との連携を図るなどの体制整備を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部

<参考>

1 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第4次)」改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	◎ 中村 正	立命館大学産業社会学部教授
	○ 大川 聰子	関西医科大学看護学部看護学研究科教授
支援機関等	上田 三穂	一般社団法人京都府医師会理事
	奥野 真美	京都弁護士会
	芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会会长
	竹之下 雅代	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
	富名腰由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター支援局長
	三木 秀樹	京都精神科医会会长
	元井 摩耶	京都府DV被害者地域生活サポート
	吉川 園子	京都府民生児童委員協議会常任理事
行政機関	太田 昌志	京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当課長
	藤井 真由美	宇治市人権環境部男女共同参画課課長
	田邊 茂雄	与謝野町福祉課課長

◎：座長 ○：副座長

(敬称略)

2 意見聴取会議開催状況

第1回 令和5年7月24日 京都府公館

- ・ 現行計画の進捗、課題への意見聴取

第2回 令和5年8月28日 京都経済センター

- ・ 計画に盛り込むべき内容の意見聴取
- ・ 相談の現状について（相談員からのヒアリング）

第3回 令和5年11月1日 京都経済センター

- ・ 計画中間案の意見聴取

資料3

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)に係る数値目標(案)

	計画上の文言	目標値(令和10年度)	実績 (累計(R1～R4))	担当
1 医療機関における啓発		250施設	—	
2 各学齢期における暴力を許さない心を育む学び、デートDV対策の啓発		600回(120回／年)	378回	文化生活部 男女共同参画課
3 DVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームの実施		参加民間団体30団体	11団体	
4 企業の職場等における啓発		500社(100社／年)	529社	
5 DV被害者等への自立支援計画の作成件数		250件(50件／年)	330件	
6 相談支援担当職員の体系的研修受講者数		1,400名(年280名／年)	685名	健康福祉部 家庭支援課
7 アウトリーチによる相談・自立支援件数		500件(100件／年)	349件	
8 一時保護所の設置数(委託含む)		12か所	9か所	

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

(第4次)」改定に係る意見聴取会議開催スケジュール(案)

日 程	意見聴取会議	会議内容
7月24日	第1回会議	現行計画の進捗、課題への意見聴取
8月28日	第2回会議	計画に盛り込むべき内容の意見聴取 DV相談員からの実態把握
9月		計画概要を9月議会へ報告
11月1日	第3回会議	計画中間案の意見聴取
12月中		配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取
		中間案を12月議会へ報告
12月中旬～R6年1月下旬		パブリックコメント実施
1月下旬～2月上旬	第4回会議	計画最終案の意見聴取
2月		最終案を2月議会報告
3月		計画改定・公表